

# 美唄市都市計画マスタープラン

**概要版**（素案）

令和3年9月



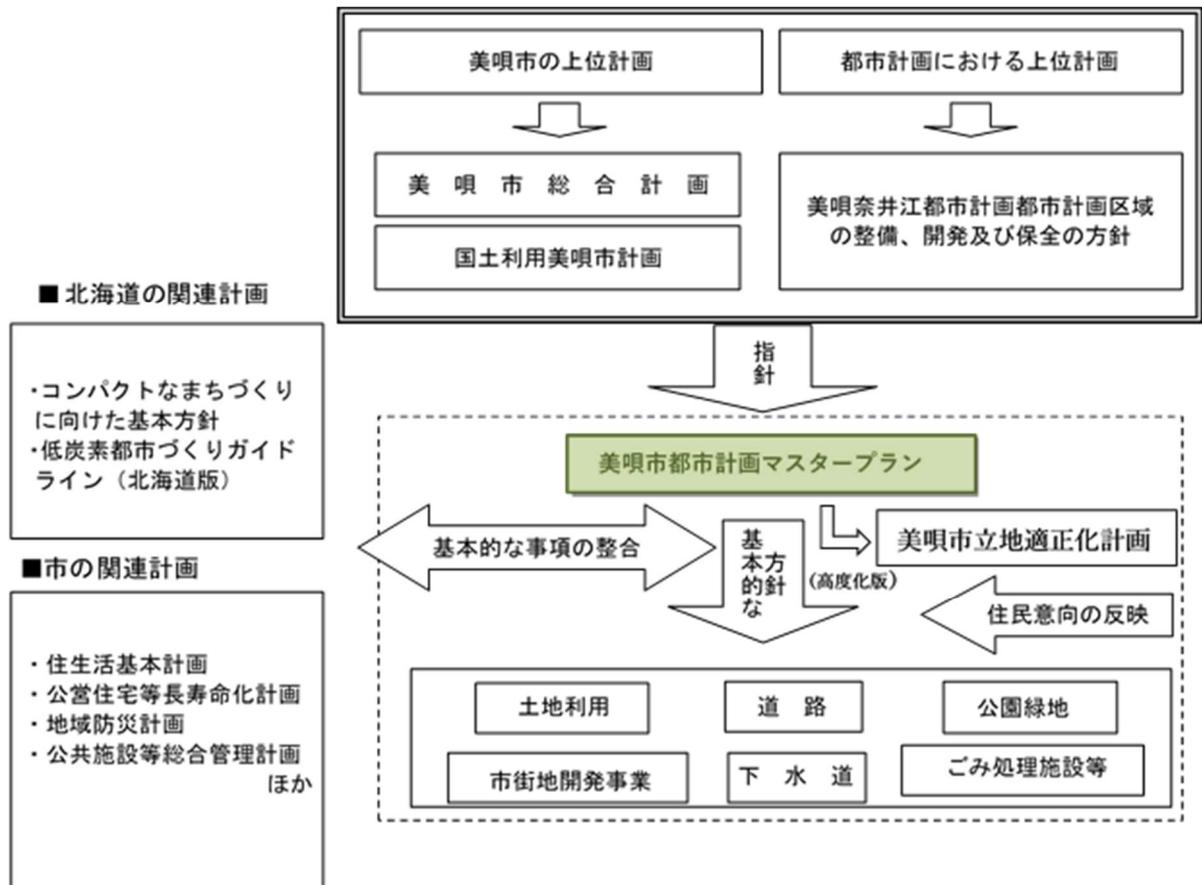
# 1 計画の概要

## 1-1 計画策定の目的

美唄市(以下「本市」という。)においては、昭和 23 年から都市計画区域を定め、昭和 32 年には市街地に用途地域を定めて土地利用や街路、公園、下水道など都市基盤を計画的に整備し、その成果も目に見えるようになって来ているものの、近年の少子高齢化の進行や中心市街地の空洞化傾向など著しい社会情勢の変化や市街地の拡大などにより様々なまちづくりの諸問題も生じてきております。

このような本市の都市計画の現状と背景を踏まえ、本市の目指すべき長期的なビジョンを市民と行政が一体となって構築するとともに、将来的なまちづくりの基本的な方針を示し、ゆとりとうるおいのある魅力的なまちづくりを進めていくことを目的として『美唄市都市計画マスタープラン』(以下「本計画」という。)を策定します。

図 1-1 美唄市都市計画マスタープランの位置付けと内容イメージ

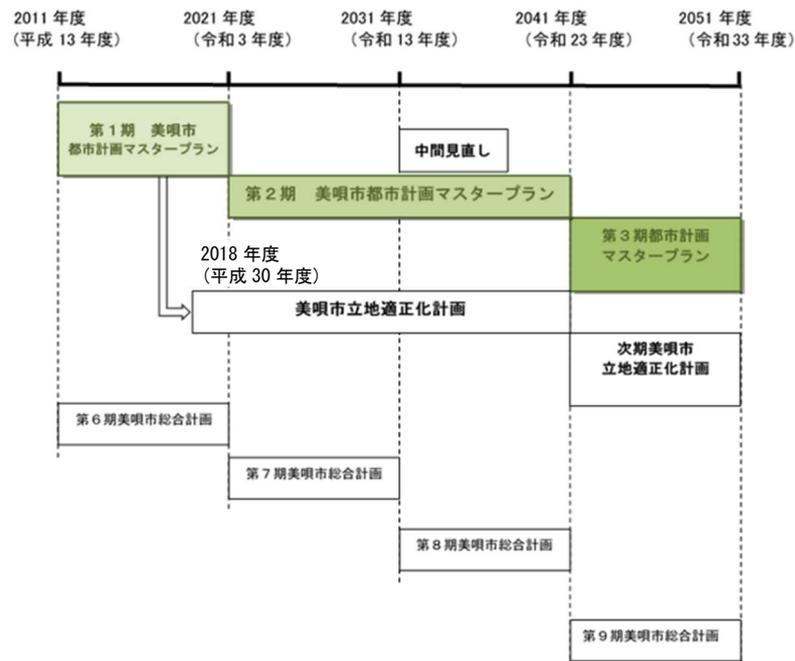


### 1-3 計画の期間

本計画は、策定の目的から長期ビジョンであるため、令和3年度を基準年とし、令和22年度(西暦2040年)までの20年間を計画期間として策定したものでありますが、計画期間の中間年において計画の進捗状況や社会情勢の変化等を考慮し計画全体を見直し、その時代のニーズに即した計画へと移行していくことを基本とします。

計画期間の基本的な考え方は、下記の図に示すとおりです。

図 1-2 美唄市都市計画マスタープランの計画期間の基本的考え方



## 2 まちづくりの基本姿勢について

### 2-1 まちづくりの基本方向

前述のとおり、本計画は「美唄市総合計画」を上位計画としており、総合計画と本計画がめざすまちづくりの整合性を図るため、総合計画の基本構想に定められている「都市像」、「都市像を実現するための5つの柱」及び「土地利用」を本計画の基本方向と位置づけ、まちづくりの方向性を構築します。

### 2-2 まちづくりの方向性（将来都市構造）

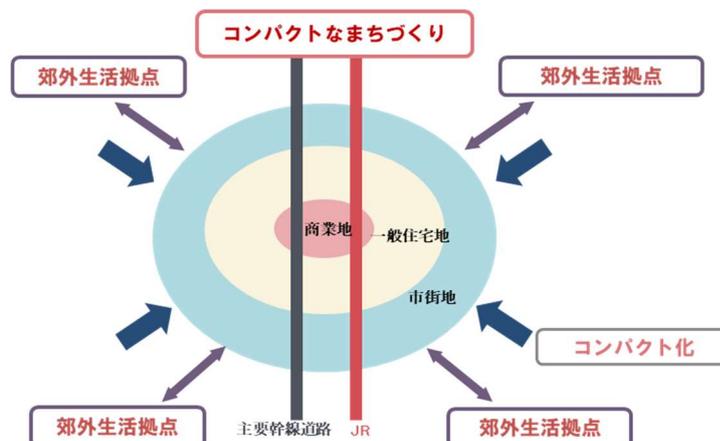
#### まちづくりの方向性の考え方

本市の都市計画区域は、鉄道と国道を骨格とした南北に広がった市街地と東側の森林や西側に広がる田園などに囲まれた地域となっています。

これまでのまちづくりにおいても、適切な土地利用と都市施設の整備をはじめ、産業、文化、交流などの拠点づくりや自然環境との調和をめざしながら、都市づくりが進められてきましたが、近年では車社会の進展などに伴って、土地利用規制が緩やかな市街地周辺への市街地の進行や中心市街地の空洞化などによる活力の低下が顕著となってきており、人口の減少や少子高齢化の進行、地球環境問題の高まりの中で、これらの課題へ対応するため、市街地の拡大を抑え、市街地内の充実を図り、環境への負荷を軽減し、効率的な市街地形成を図っていくことが必要となります。

このため、市街地中心部に多くの都市機能の集約化を図り、車社会に依存することのない「歩いて暮らせるまちづくり」を実現するとともに、公共交通軸の形成による本市の各拠点地区とを結ぶネットワーク型の都市構造を構築し、人口減少や少子高齢化にも対応した、効率的で利便性に優れた、将来に渡り持続可能なまちづくりを目指していきます。

図 2-1 効率的な市街地形成のイメージ



# 3

## まちづくりの基本方針

まちづくりの基本方向を基に設定した本計画の核となる「まちづくりの基本姿勢及び基本方針」は、次に示すとおりです。

### まちづくりの目標

### まちづくりの基本姿勢の柱

### まちづくりの基本方針

人と自然が共生し、機能的に集約された安全安心なまちづくり

うるおいのあるまちづくり

集約型のまちづくり

交通体系の充実化

緑豊かなまちづくり

魅力あるまちづくり

市民が主役のまちづくり

#### 基本方針のテーマ

憩いとうるおい、交流の場の保全と活用

コンパクトなまちづくりによる市街地の形成

日常生活を支える交通網の整備

緑のネットワークの創出

都市景観の向上

生活環境の向上

安心して住み続けられる都市づくり

市民と行政とのパートナーシップの構築

#### 基本方針の柱

森林地帯の保全と活用

田園地帯の保全と活用

用途地域の設定方針

土地利用規制の適正化

用途地域の縮小

未利用地の解消

まちの拠点づくりの推進

広域幹線道路網の整備

市街地内幹線道路網の整備

地区間幹線道路網の整備

生活道路網の整備

安全な道路環境の整備

公共交通の充実

緑のネットワークの構築

公園・緑地の適正な配置

都市緑化の推進

景観計画の推進

空き家等の解消

地区計画制度の活用

屋外広告物条例の運用

街路景観の向上

下水道の整備

ごみ処理施設の整備

公共公益施設の適正配置

安心して住める住宅づくり

災害に強いまちづくり

CO<sub>2</sub>削減に向けた取組み

市民参加体制の構築

役割分担の明確化

都市計画提案制度の活用

公民連携の取組み

### 3-1 うるおいのあるまちづくり

#### 憩いとうるおい、交流の場の保全と活用

本市の都市計画区域は、北海道縦貫自動車道を境にして東側に広がる森林地帯と西側に広がる田園地域に大別され、市街地及び集落地は国道12号沿線を主として形成されている状況となっています。

森林地帯は、水源かん養や土砂流出防止等の公益的機能、田園地域は、ほ場と防風林とが一体となった田園風景と本市の基幹産業である農業を支える基盤としての機能を有しています。

これらのことから森林や田園などの自然環境については、今後も積極的に保全していくとともに、特に田園地域においては、農業の基盤整備事業により、これまで以上に防風林と一体的な本市特有の景観が形成されつつある現状を踏まえた多くの市民に憩いとうるおいを享受するまちづくりを進めていきます。

図3-1 うるおいのあるまちづくりのイメージ



## 3-2 集約型のまちづくり

### コンパクトなまちづくりによる市街地の形成

本市の市街地は、JR 美唄駅を中心に国道 12 号、道道美唄月形線及び旭通の沿道を含む地区を基本に商業業務地を配置し、市街地中心部から周辺地区へと緩やかに一般住宅地を配置し、専用住宅地は、市街地の東西外縁部に配置する土地利用規制を導入しています。

今後進行する人口減少や少子高齢化社会に対応していくために、中心市街地での商業環境の向上によるにぎわい創出を図るとともにまちなかで暮らせる環境づくりを進めていきます。更には、人口規模に見合った快適な持続可能とする集約化された市街地形成を計画的に進めていきます。

用途地域の縁辺部については、1 点目に、現況が農地であり、将来宅地化となる見込みのなく農業の維持と発展を図ることが可能な区域に関しては、用途地域の縮小を進めます。

又、2 点目に、現況が農地以外の未利用地や農地でありながらも農業の維持と発展を図ることが困難である区域に関しては、用途地域を縮小するとともに、建築形態制限の指定や特定用途制限地域の適正な運用を図り、土地利用をコントロールしていきます。

### ○土地利用規制の適正化

#### 特別用途地区の活用

幹線道路の沿道において特に、道道美唄富良野線沿道の国道 12 号から高速道路のインターチェンジまでの区域で、今後の建築動向を見定めながら、必要に応じた特別用途地区の活用を図ることで、混在型住居系地域として、居住と中小規模商業業務施設とが適正に融合した地域づくりを進めていきます。

#### 用途地域の縮小による適正化

市街地縁辺部の未利用地については、各地域の実情に応じた土地利用を進めていきます。

西北地区、東南地区及び北部の未利用地については、長期間農地であり、都市的な土地利用を図れない区域に関して、用途地域を縮小し農振法に基づく農用地を視野にいたした土地利用の適正化を進めていきます。

西南地区の未利用地については、将来宅地になることが見込めず更には、農業的な土地利用を図ることが困難な地区に関して、用途地域を縮小し、建築形態制限及び特定用途制限地域の指定を行い、適正な土地利用をコントロールしていきます。

## ○未利用地の有効活用

### 基本的な考え方

空知団地に関連する東光団地周辺地区については、土地利用の有効活用により地域の活性化を図るため、6次産業化への取組みの他、様々な視点での検討を慎重に進め、未利用地の有効活用を図ります。

用途地域内に残る未利用地の一つに旧美唄工業高校跡地がありこれについては、市街地のほぼ中心部に位置していることを踏まえ、既存の体育施設と共存した公営住宅やこの他にも様々な利活用を考慮し用途地域の変更等も視野に入れたにぎわいの創出を図っていきます。

市街地開発においては、必要に応じ、地区の特性を踏まえた用途地域の見直しや、更には、地区計画などの活用により計画的、効率的でかつ個性的な市街地形成を図ります。

## ○まちの拠点づくりの推進

### まちの中心となる拠点づくり

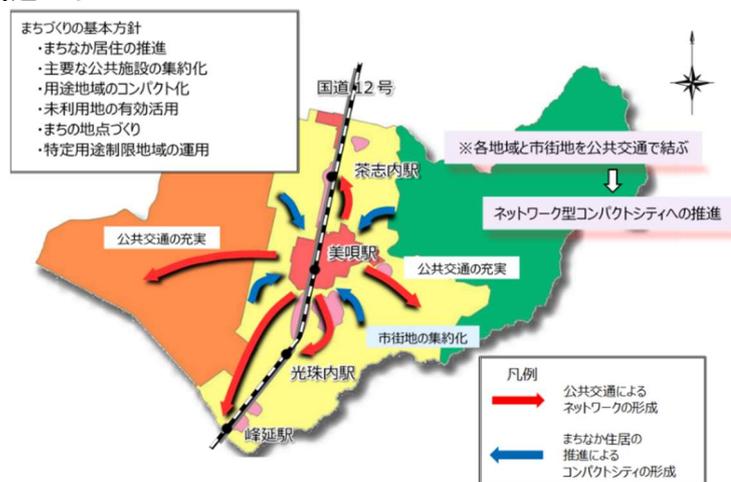
まちの中心となる拠点づくりを進めていくためには、市役所や市立美唄病院を核とするとともに、これらと関連する各種の公共施設が一体的に集約されていることが重要であり、そのために必要な用途地域の見直しを検討していきます。

活力の低下やにぎわいのそう失が見られる JR 美唄駅周辺を含む中心市街地の活性化に向け、商業環境の向上やにぎわいづくりを市民、商業者、各種団体などと行政が一体となって進めます。

中心市街地のにぎわいの創出のため、個性ある商店街づくり、サービス向上への取組みなど市民が楽しく買い物ができる環境づくりを進めます。

東西自由通路のコスモス通、駅前広場などの維持・向上を図ります。

図 3-2 集約型都市構造のイメージ



### 3-3 交通体系の整備

#### 日常生活を支える交通網の整備

本市は、空知地域の中央部に位置する中小都市であり、このため広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに都市内交通にも対応した交通体系の形成を図ります。

また、市街地内においては、安全性や環境との調和を考慮し公共交通網形成計画と連携の図られた効率的で、快適な道路網の形成を図ります。

次に、市民の日常生活を支える生活道路においては、歩行者や自転車利用者のための利便性の高い道路空間の確保や除排雪体制の充実化を図る道路環境の整備を進めます。

将来の人口減少を見据えた集約型の都市構造を実現し、環境問題にも配慮する低炭素社会に向けた、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。

このような考えに基づいた基本姿勢を以下のとおり示します。

国道 12 号や道道を基本とする広域幹線道路網と国道 12 号の東西に位置する地区幹線道路の整備とこれら道路網体系の形成に努めます。

市街地内の長期未着手都市計画道路については、将来の集約型の都市構造を見据えた都市計画道路の全体見直しを進める必要があることから、都市計画道路見直しのガイドラインの策定を進めていきます。

都市計画道路の見直しのガイドラインにおいては、公共交通網形成計画に基づいた利用頻度の高い未着手路線から優先的に整備を進めることへの検討や本市の市街地が国道 12 号や JR 函館本線によりほぼ半分に分断されている現状を踏まえた市街地の一体性及び連続性の確保のための道路網の形成に努めることを基本とします。

日常生活を支える生活道路については、高齢者にも対応した歩道のバリアフリー化を進め歩いて暮らせるまちづくりを進めていきます。

図 3-3 円滑な交通網のイメージ

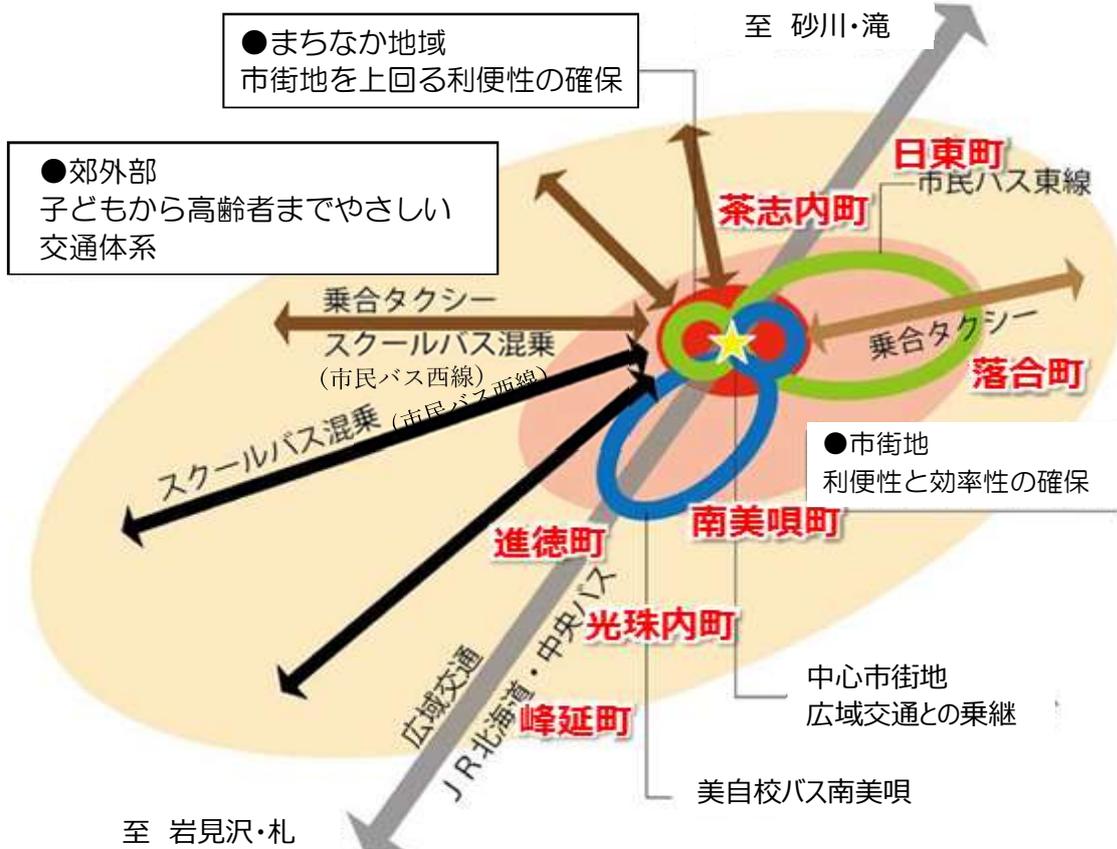
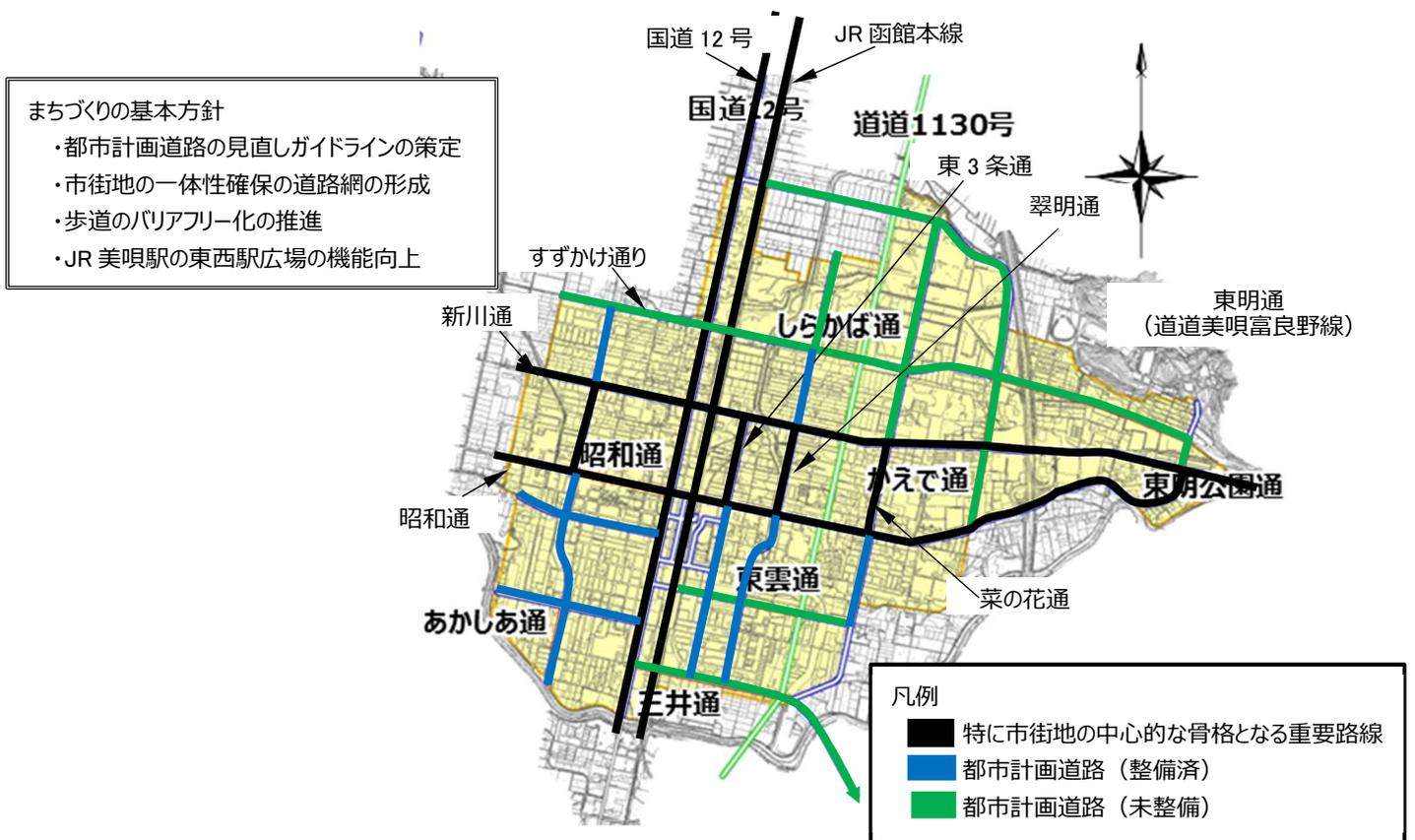


図 3-4 円滑で安全な交通網に向けた交通体系の整備基本方針図 (市街地)



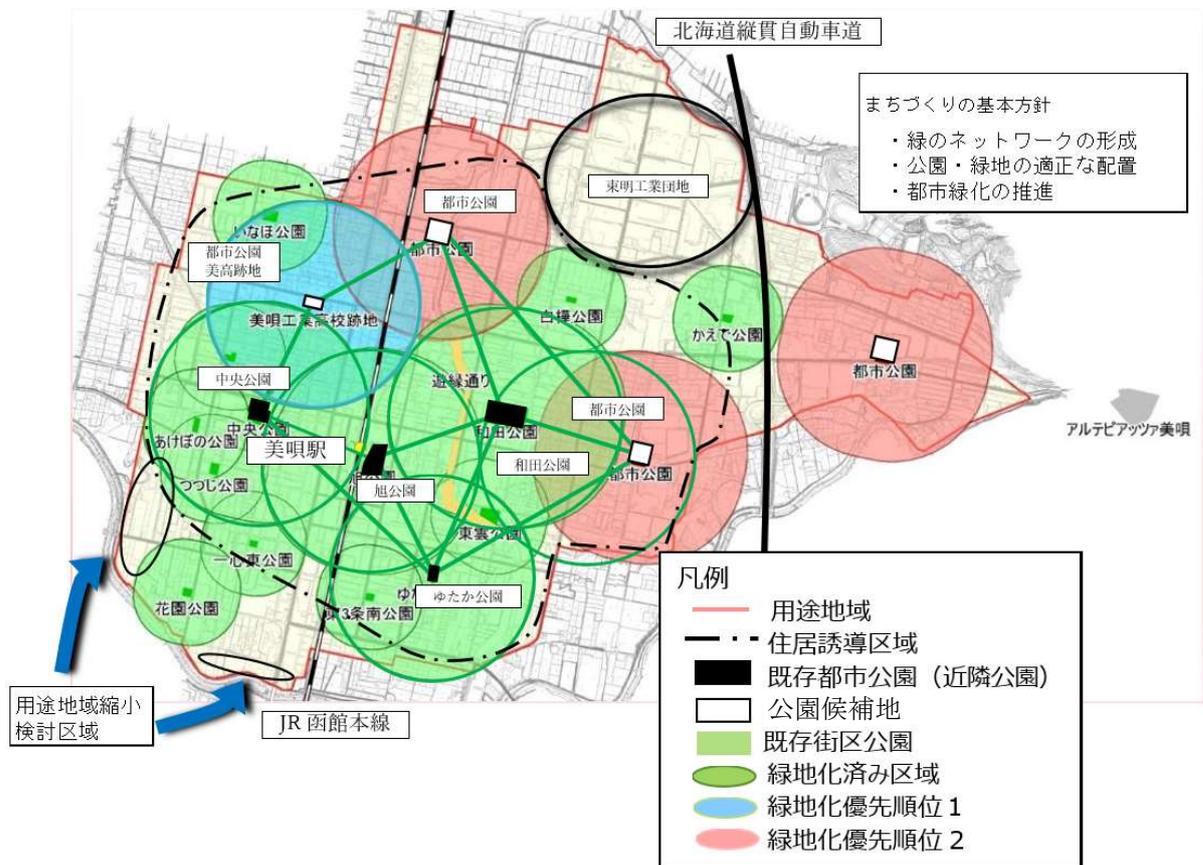
### 3-4 緑豊かなまちづくり

#### 緑のネットワークの創出

本市における緑地の形態は、市街地の東側に連なる森林地帯と西側に広がる防風林と一体となった田園地域及び美唄川の河川空間を骨格とする緑地形態を成しています。この緑地の形態に即応して、市街地における公園などの緑は、公園種別の機能を考慮した上で、適正な配置と整備を計画的に進め緑のネットワークの形成を図ると共に、これまで整備した公園機能の保全、向上を図り、都市公園においては、長寿命化対策を行い適正な維持管理を進めていきます。

特に、市街地においては、公園・緑地以外に目立った樹林地などの緑地は見当たらない状況であり、今後魅力あるまちづくりを進めていく上で、適正な緑地の配置と整備に向けた検討を進めていきます。都市の緑化は、行政のみで達成されるものではなく、市民の協力や参加が不可欠であり、市民、事業者、行政とが一体となった取り組みが求められます。そのため、公園緑地、公共公益施設、道路、一般家庭や事業所敷地などにおける緑化により、緑に囲まれた美しいまちづくりを目指し、市民参加による緑化活動の誘導や緑化意識の向上を図ります。

図 3-5 緑豊かなまちづくりのイメージ



## 3-5 魅力あるまちづくり

### (1) 都市景観の向上

都市景観は、道路や建物など人工的な構造物と山や河川など自然的な要素から構成されています。更には、地域の歴史や文化、市民の暮らしなどが反映された都市の印象や雰囲気など、都市環境を表現するものといえます。道路や建物など、ひとつひとつのデザインが優れていて、これらが街並みとして調和してこそ良好な都市景観が形成されます。

そのため本市における都市景観の向上には、東側に広がる森林地帯と西側に広がる防風林との一体的な田園地域など、緑豊かな自然を生かしたゆとりある空間づくりを進め市街地においては、未利用地を活用して、建物の形状や外壁の色合いの統一を図る等、統一性の図られた魅力ある団地造成を形成するなど、地区計画制度の導入を検討していきます。

又、特に居住誘導区域内に分布している空き家等については、市民の景観の面から空き家等対策計画に基づいた計画的な解消を進めていきます。

アルテピアッツァ美唄の周辺地区については、かつての炭鉱が栄えていた頃の面影を今なお残して、それを感じ取ることのできる街並みを形成しています。こうした周辺環境と芸術文化を通じた交流の拠点であるアルテピアッツァ美唄との一体となった景観を今後も維持していくため、特定用途制限地域の適正な運用を進めていきます。更には、今後の建築動向を見据えながら、建築形態制限の見直しや景観条例の制定等を検討していきます。

### (2) 生活環境の向上

特にアンケート調査の結果を重視し、医療施設、子育て施設の充実、災害、防犯上の安全性を踏まえたまちづくりを進めていきます。この中で、医療施設については、保健、福祉、介護との一体的な整備を進めるとともに、老朽化が進む公営住宅の移転、集約との連携が図られた取組みを進めていきます。次に、防犯上及び危険性の観点から空き家等対策計画に基づいた計画的な空き家等の解消に取り組んでいきます。

住み良いまちづくりに向けた新たな視点として、地球温暖化対策に向けた取組みが近年特に、重要視されています。人類の生存基盤に関わる環境問題の原因については、社会活動から排出される温室効果ガスであり、その大部分は、CO<sub>2</sub>で占められています。特に、北海道においては、CO<sub>2</sub>総排出量のうち都市活動に起因するその割合が、60.7%と全国平均の53.1%に比べ高い値となっています。これは、北海道が積雪寒冷地であることによる冬季の暖房や広域分散型の都市構造による乗用車の多用といった地域特性が主な要因と考えられています。

このことを踏まえ、本市においても都市計画の視点からCO<sub>2</sub>排出量の削減

に向けた考え方を示していきます。

図 3-6 魅力あるまちづくりのイメージ



まちづくりの基本方針

- ・地区計画制度の導入
- ・空き家等対策計画による空き家等の解消
- ・屋外広告物条例の適度な運用
- ・景観条例の制定
- ・医療、子育て等施設の充実化
- ・CO2 排出量の削減
- ・災害に強いまちづくり

## 3-6 市民が主役のまちづくり

### (1) 市民参加体制の構築

計画の実現に向け、美唄市まちづくり基本条例で定める「市民主体のまちづくり」「情報の共有」「協働のまちづくり」を基本原則とし「市民のまちづくりへの参加」を主旨とする市民の権利を遵守した取組みを進めていきます。

本計画が実行性の伴う市民に身近な計画であるためには、財源内訳などを明確にした実行計画の策定が必要不可欠であり、そのためには、従来の行政の手法を乗り越えた事業毎のプロジェクトチームを編成し、専門的知見を活かすとともにワークショップの手法を取り入れた市民参加による魅力ある実行計画づくりを進めていきます

### (2) 公民連携の取り組み

近年特に、少子高齢化の進行や公共施設の老朽化に対応するための財源確保及び社会情勢の変化や住人ニーズの多様化などにより、自治体の負担が増している現状にあります。

今後はこれまでの取り組みにとらわれず、民間のノウハウを活し市民生活の向上を図る上で公民連携の取り組みが重要となります。

公民連携を推進するため、国や北海道が推進している、官民交流やPFI等の研修会へ参加し基礎知識を習得すると共に、コンサルタントマネジメントの活用を図りながら、まちづくりを進めて行きます。

図 3-7 市民参加のイメージ

